

変更前

1【契約の成立】

本件業務申込手続きが完了し、当社が申込者の受講証を発行した時点で成立したものとします。

申込書記載の不備・誤記、申込書または本規定についての不知・誤解釈があったとしても、これによる不利益について当社は責任を負いかねます。

5【解約・返金等】

(1)受講者は、本件業務申込み翌日から起算し、7日目に当たる日までに取り消しを申し出た場合、無条件にて本契約を取り消すことが出来ます。
(2)受講者は、本件業務申込み翌日から起算し、8日目以降においては、「本件業務提供期間終了前で且つ以下に該当する場合」を除き、契約解除等による支払いの停止、返金の請求等をすることはできません。

・受講者ご本人が死亡した場合。

・当社が受講不能と判断した場合。

申請は書面にて当社お客様相談室係へご郵送ください。

経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった等の個人的理由によるものや本件業務提供期間終了後のお申し出につきましては、応じられませんので予めご了承願います。

(3)本件業務提供期間終了前で且つ(2)の正当事由が存在し、受講者から支払いの停止、返金の請求等のお申し出があった場合、以下の基準に従った金額(以下、「解約金」という。)を決定するものとします。解約金に対し、当社が受講者より既に受領済の料金が多い場合は、当社は受講者に対し差額を返金するものとし、解約金に対し、当社が受講者より既に受領済の料金が少ない場合は、受講者は当社に対し差額を支払うものとします。

11【免責事項】

以下の各情報の正確性、完全性、有用性につき当社は何らの保証をするものではなく、これに基づき受講者が受けた損害につき当社は責任を負いません。

(1)講師が提供する数値、景況判断、投資判断、予測、意見、助言、診断その他の情報。

(2)参考資料に含まれる数値、景況判断、投資判断、予測、意見、助言、診断その他の情報。

(3)前各号の情報には、個人の氏名、肩書き及び履歴、団体の名称及び履歴、住所、電話番号、ファクシミリ番号、URL、電子メールアドレスを含みます。

13【遅延損害金】

(1)受講者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで分割払金合計の残金全額に対し、年14.6%(1年365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2)受講者が分割支払金の支払を遅滞したとき((1)の場合を除く)は、返済遅延手数料として300円を支払うものとします。また、遅延損害金として支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、年14.6%を乗じた額を支払うものとします。

16【公正証書】

受講者は、当社が必要と認めた場合、受講者の費用負担で、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

19【変更権】

当社が必要と判断した場合には、いつでも本規定を変更することができます。

変更後

1【契約の成立】

本件業務申込手続きが完了し、当社が申込者の受講証を発行した時点で成立したものとします。

5【解約・返金等】

(1)受講者は、本件業務申込み翌日から起算し、7日目に当たる日までに取り消しを申し出た場合、無条件にて本契約を取り消すことが出来ます。
(2)受講者は、本件業務申込み翌日から起算し、8日目以降に本契約を解除したい場合、本件業務提供期間終了前に限り、以下の基準に従った金額(以下、「解約金」という。)を支払うことにより中途解約をすることができます。

解約金に対し、当社が受講者より既に受領済の料金が多い場合は、当社は受講者に対し差額を返金するものとし、解約金に対し、当社が受講者より既に受領済の料金が少ない場合は、受講者は当社に対し差額を支払うものとします。

申請は書面にて当社お客様相談室係へご郵送ください。

11【免責事項】

以下の各情報の正確性、完全性、有用性につき当社は何らの保証をするものではありません。

(1)講師が提供する数値、景況判断、投資判断、予測、意見、助言、診断その他の情報。

(2)参考資料に含まれる数値、景況判断、投資判断、予測、意見、助言、診断その他の情報。

(3)前各号の情報には、個人の氏名、肩書き及び履歴、団体の名称及び履歴、住所、電話番号、ファクシミリ番号、URL、電子メールアドレスを含みます。

13【遅延損害金】

受講者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで分割払金合計の残金全額に対し、年14.6%(1年365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

16【公正証書】

受講者が分割支払金又は解約金の支払方法の変更を希望し当社がこれに応じる場合は、受講者は受講者の費用負担で本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

19【変更権】

当社は経営環境の変化等に対応するために、受講者に事前通告を行うことによって本規定を変更することができます。

変更によって受講者に不利益が生じる場合は、当社は受講者の同意を得るものとします。